



OPELASER

保険適用 一覧表

令和8年度 診療報酬改定（厚生労働省告示 第69号に基づく）より

診療報酬		点数	内容／対象診療報酬		点数
I029-3	口腔粘膜処置（1口腔につき）	30点	※再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変に、レーザー照射を行った場合		1月に1回
J200-4-2	レーザー機器加算 1	50点	J008	歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む） 1. 軟組織に局限するもの	600点
			J009	浮動歯肉切除術 1. 3分の1顎程度 2. 2分の1顎程度	400点 800点
			J017	舌腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	1,220点
			J019	口蓋腫瘍摘出術 1. 口蓋粘膜に局限するもの	520点
			J027	頬、口唇、舌小帯形成術	630点
			J030	口唇腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	1,020点
			J033	頬腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	910点
			J051	がま腫切開術	1,230点
	レーザー機器加算 2	100点	J008	歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む） 2. 硬組織に及ぶもの	1,300点
			J009	浮動歯肉切除術 3. 全顎	1,600点
			J017	舌腫瘍摘出術 2. その他のもの	2,940点
	レーザー機器加算 3	200点	J015	口腔底腫瘍摘出術	7,210点
			J019	口蓋腫瘍摘出術 2. 口蓋骨に及ぶもの	8,050点
			J020	口蓋混合腫瘍摘出術	5,600点
			J030	口唇腫瘍摘出術 2. その他のもの	3,050点
			J033	頬腫瘍摘出術 2. その他のもの	5,250点
			J034	頬粘膜腫瘍摘出術	4,460点
			J052	がま腫摘出術	7,140点
			J054	舌下腺腫瘍摘出術	7,180点

※口腔粘膜処置・レーザー機器加算の診療報酬の算定は、厚生労働省へ「施設基準に係る届出書」が必要です（下記参照）

機種	一般的名称	医療機器承認番号	販売名
オペレーター-PRO-X	炭酸ガスレーザ	30600BZX00016000	オペレーター-37
オペレーター-Lite		21400BZZ00009000	オペレーター-Lite
オペレーター-Lite PLUS (オペレーター-Lite プラス)			オペレーター-29
オペレーター-PRO		21600BZZ00246000	オペレーター-PRO
オペレーター-PRO PLUS (オペレーター-PRO プラス)			オペレーター-28
オペレーター-NEOS (オペレーター-ネオス)		22800BZX00361000	オペレーター-NEOS
オペレーター-Filio (オペレーター-フィリオ)	ダイオードレーザ	22800BZX00029000	オペレーター-25



株式会社 **ヨシタ**

製造販売元：株式会社 吉田製作所